

簡易版BCPシート（感染症対策版）

策定・最終更新日：令和6年3月20日

職員とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

1. 基本情報

組織名等	ケアステーション野いちご	所在地	平塚市立野町 1 0 - 5	重要業務（一番に復旧させるべき業務）	職員の確保、業務内容の調整
主な関係先（注1）	各ご利用者様、各居宅介護支援事業所				

（注1）主な関係先：感染者が発生した場合に、自組織の事業が中断してしまう関係性にある相手方です。

2. BCPの発動条件

どの段階で感染者が発生した場合にBCPを発動するかを考えます。

☐ 国（ ） ☐ 都道府県（ ） ☒ 市町村（まん延防止等重点措置）
☐ 自組織拠点（ ） ☐ その他（ ）
※主な関係先において感染者が発生した場合、BCPを発動させる必要があります。

3. BCPの発動時の組織体制

緊急時の組織体制を事前に決定します。

職員間の連絡方法	☐ メール ☒ SNS（LINE等でグループ作成） ☒ 電話 ☐ その他（ ） ※感染症の場合は、WEB会議システムを通じた職員間の連絡方法もあります。			
BCP担当	①内部	感染症に対する予防対策・感染者対策・復旧対策について現場での対応を行う。	担当： 管理者	副担当： 主任
代表取締役 （司令塔）	②外部	感染者発生時・事業中断時における関係先や利用者に対するサービスの供給責任に関する対応を行う。	担当： 管理者	副担当： 主任
	③予算	感染予防及び感染者発生時に必要とされる予算の管理を行う。（衛生用品・資金繰り等）	担当： 管理者	副担当： 主任

4. 予防対策

感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自組織独自ルール
情報収集と事業所内への情報提供	☒ 日本政府及び関係省庁、都道府県WEBサイト等にて最新の情報収集する ☒ 収集した情報は全職員に情報提供を行う	LINE(個人・グループ)を用いて、職員の体調に関する情報を収集する。
新型コロナウイルス感染症に関する事業所外への情報発信	☒ 自組織の取り組み（予防対策、感染者対策、復旧対策）を情報発信する ☒ 主な関係先にも同様の取り組みを求める	—
健康管理の徹底	☒ 健康観察を実施する（発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等） ☒ 手洗い及び手指の消毒を徹底する	・出勤前の健康観察（検温など）を徹底する。 ・ワクチン接種を推奨する。
施設への立入制限	☒ 来訪者の入退管理を行う ☒ 来訪者の立入可能エリアを限定する	—
対人距離の確保	☒ 時差利用や人数制限を行い、対人距離を確保する ☒ 対人距離を2m以上（最低1m）確保する ☒ 食事の際は対面にならないように、静かに食事をし、マスクなしでの会話をしない	面会について、従前と異なる方法（オンライン面会の活用、バーテーション越しの面会等）を実施する。
事業所内設備の消毒	☒ 頻繁に接触する場所を重点的に消毒する ☒ 消毒作業に際しては保護具を着用する（マスク・ゴーグル・ゴム手袋等） ☒ 消毒に用いた保護具は消毒又は専用のごみ袋に入れて廃棄する	—
勤務体制の変更	☒ 勤務体制の変更（テレワーク、時短勤務、通勤手段の変更等）を行う ☒ 情報セキュリティの強化を行う（管理者パスワードの変更、アクセス権設定、IT機器や紙媒体の持ち出し管理等）	—
出張や外出の制限	☒ 事業継続上、最低限の場合を除き、新型コロナウイルス感染症が流行している国や地域への出張を禁止する	—
業務の縮小・再編	☒ 重要業務の需要増減を見据えた業務の縮小・再編を検討する	—
事業継続に必要な物資・サービスの確保	☒ 自組織の事業継続に必要な物資・サービスを洗い出し、それらを調達する予算を算出して確保する ☒ 主な関係先において感染者が発生した場合に備え、代替手段の確保等を行う	—
教育・訓練の実施	☒ 感染症BCP対策の教育を実施するとともに、感染者発生時の対応を想定した訓練を定期的に実施する。	新入職員・中途採用職員に対する教育は都度実施する。

5. 感染者対策

自組織や関係先において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策について事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自組織独自ルール
職員又は利用者に感染の疑いがある場合	☒ 発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる際は、出勤しないよう職員に周知徹底する ☒ 症状がみられる際は、職場責任者に報告させるとともに、かかりつけ医等の医療機関に相談しその指示に従う ☒ 法人内医療機関、協力医療機関等から、具体的な感染者対策のアドバイスを受ける ☒ 毎日、当該職員に検温を実施させ、体調を記録する ☒ 体調不良を押しつけて無理な勤務をしている職員がいなければ随時確認する	陽性者が判明した際には、陽性者と接触したと考えられる検査対象者を決定・リストを作成する。
職員又は利用者様が感染した場合	☒ 保健所の指導に基づき、(1)濃厚接触者の特定に関わる調査協力、(2)消毒指導に応じた消毒作業等に速やかに対応する ☒ 法人内医療機関、協力医療機関等から、具体的な感染者対策のアドバイスを受ける ☒ 主な関係先に対して対応状況の周知を行う ※感染者が特定されることがないように留意する ☒ 対応状況や供給に関するお問い合わせ窓口を設置する ☒ 退院後、4週間程度の健康観察を実施することし、体調を確認しながら復帰させる ※退院基準を満たしているため、出勤することは差し支えありません ※職場復帰時は、差別などが起こらないよう充分配慮する	・賃貸契約して入居しているため、貸主に速やかに情報提供を行い、その指示に従う。 ・入所系の事業所では、ゾーニングを行い、「レッドゾーンからグリーンゾーンにウイルスを持ち出さない」ことに留意するとともに、感染性廃棄物の取り扱いに注意する。
職員の同居の家族に感染の疑いがある場合	☒ 職員の同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する ☒ 職員の同居家族の体調不良についても、職場責任者に報告させる	—
職員の同居の家族が感染した場合	☒ 当該職員は濃厚接触者となるため、保健所の調査や自宅待機による健康観察に協力し、その指示に従う	—
関係先において感染者が発生した場合	☒ 当該感染者の行動履歴を関係先から聴取し、職員との接点（訪問・来訪）の有無を把握する ☒ 当該感染者が主な関係先に所属していた場合、事業中断に備え、代替手段の実施又は代替調達を行う	—
業務の縮小・再編	☒ 重要業務への影響が最小となるよう、対象範囲を明確にした業務の縮小・再編を行う	事業の縮小により余剰となった資源は優先的に継続・復旧させる業務に充てる。

6. 復旧対策

感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自組織独自ルール
事業の再開	☒ 急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、段階的な事業復旧を行う ☒ 供給責任や自組織への影響を考慮し、優先順位などを踏まえた供給再開を行う	感染者発生後の出勤率を50%とする。
臨時態勢の維持	☒ 新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに業務の縮小・再編ができるよう、臨時の態勢を維持する	—
協調的関係の確立	☒ 主な関係先の復旧スケジュールとその内容を把握し、足並みを揃えた業務復旧を行う	—

当組織は上記の感染症対策を実施します。

次回 令和7年3月に見直します。